

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

高槻市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 三箇牧地域

(1) 現況

本地域は、市南部に位置し、稲作経営のほか、市の特産品である「三箇牧トマト」の生産が行われている。また休耕田をレンゲ畑等に有効活用し、地域の景観形成を図るとともに、都市・農村の交流と憩いの場を創出している。良好な農地の保全を図りながら、多面的機能を一層高めていく取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農地・農業用水等の保全向上を地域住民と協力して実施し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 五領・大冠地域

(1) 現況

本地域は、市東部に位置し、稲作経営のほか、市街地に近く、朝市等も活発に行われている。良好な農地の保全を図りながら、都市と共存する農地の有する多面的機能を一層高めていく取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農地・農業用水等の保全向上を地域住民と協力して実施し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	三箇牧地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	五領・大冠地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。